

## 公 告

西向日の桜並木と景観を保存する会から提出されました「西向日地区まちづくり計画」を、向日市まちづくり条例（以下「条例」という。）第13条第4項の規定による地区まちづくり計画として認定したことから、同条第5項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月27日

向日市長 久 嶋 務

- 1 地区まちづくり計画の名称  
西向日地区まちづくり計画
- 2 地区まちづくり計画を定める土地の区域  
向日市上植野町浄徳の一部及び鶏冠井町稲葉の一部
- 3 施行期日  
平成25年5月27日

添付資料 地区まちづくり計画を定める土地の区域図

